

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）  
 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
<b>一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項</b>	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	○要介護認定、介護給付、施設・居宅サービス割合等の実態の分析を踏まえた目標及び施策を計画に示すとともに、市町村等と共有することが重要
2 要介護者等の実態の把握等	<p>○人口構造、被保険者数、要介護者等の数、施設定員数、サービス利用状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要</p> <p>○<u>中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要</u></p> <p>○<u>限りある社会資源を効率的・効果的に活用するため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要</u></p> <p>○<u>市町村等が行う保健事業と介護予防の一体的実施の支援など、医療及び介護を効果的・効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努める</u></p>
3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	<p>○都道府県関係部局相互間の連携が重要</p> <p>○学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、サービス利用者及びその家族等から参加者選定し計画作成委員会等の開催が重要</p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
4 市町村への支援	<p>○市町村への<u>医療ニーズ</u>の状況を含む計画作成に必要な<u>情報提供・助言、意見交換の場</u>を設ける等、緊密な連携が重要</p> <p>○老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ることや、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を踏まえた地域課題分析による市町村支援が重要</p> <p>○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報を、<u>住宅部局と連携し積極的に市町村に情報提供することが重要</u></p> <p>○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、<u>これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図るための市町村支援を行うことが重要</u></p>
5 中長期的な推計及び第九期の目標	<p>○「<b>2025年度及び2040年度の推計</b>」を「中長期的な推計」に変更</p> <p>○市町村推計を踏まえた中長期的視点での計画策定が重要</p> <p>○介護保険施設は、<u>在宅での生活が困難な中重度の要介護者に重点を置き居宅での生活に近いものとする</u>ことや、介護付き住まいの普及を図ることが重要</p> <p>○<u>介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも考えられる</u></p> <p>○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を<u>2030年度に更新</u></p>
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	<p>○各年度の達成状況の点検結果に基づき対策を実施することが重要</p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
7 老人福祉圏域の設定	○サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を設定
8 他の計画との関係	<p>○老人福祉計画との一体性、都道府県計画及び医療計画との整合性、地域福祉支援計画・高齢者居住安定確保計画等との調和</p> <p>○<u>都道府県や市町村の医療・介護担当者等による協議の場において地域医療構想調整会議における地域医療構想の達成の推進に関する協議結果を共有</u></p> <p>○<u>医療・介護のニーズを複合的に抱える高齢者等に対して、各々の心身機能等を踏まえ両サービスを効果的・効率的に組み合わせて提供することが重要</u></p> <p>○<u>医療費適正化計画に高齢者の疾病予防・介護予防に関する目標等が定められる場合には、その目標等と調和が保たれたものとする</u></p>
9 その他	<p>○<u>令和6年度から令和8年度までを計画期間とする</u></p> <p>○地域の現状、地域包括ケアシステムの目指す方向、市町村支援の内容等について地域関係者の理解を広げ、多様な取組を進めるための普及啓発を図る</p>

# 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部</u> は今回追加事項）
<b>二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項</b>	
1 老人福祉圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状況等を定める</li> </ul>
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設入居者生活介護等の必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める</li> <li>○<u>既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことが重要</u></li> <li>○<u>訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要</u></li> <li>○<u>特養のサービス量見込みは特例入所も踏まえて定めることが重要</u></li> <li>○<u>小規模特養の在り方を議論する等して、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要</u></li> <li>○<u>混合型特定施設の指定を行う際の推定利用定員の算定は、要介護者の入居実態を踏まえ地域の実情に合わせて設定</u></li> <li>○<u>医療計画の在宅医療整備目標と整合するよう、各サービス量の見込みを設定</u></li> </ul>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
<p>3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定</p>	<p>○<u>地域リハビリテーション体制の構築のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設け、連携指針の作成や取組を進めていくことが重要</u></p> <p>○<u>都道府県リハビリテーション支援センターにおいて、地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等への医療専門職等の派遣調整等を行うことが重要</u></p> <p>○<u>各市町村における地域包括ケアシステム構築状況の自己点検の結果も参考にしながら、個別の市町村に対する伴走型支援等を行うことが重要</u></p> <p>○<u>介護給付の不合理的な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて市町村との協議の場で議論を行い、その取組内容と目標を計画に盛り込むこと</u></p>
<p>4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整</p>	<p>○介護給付等対象サービスの量の見込みについて、市町村と意見交換を行い、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること</p>
<p>5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保</p>	<p>○サービスの量の見込みについては、市町村計画における数値を集計した結果が都道府県計画における数値と一致するよう調整することが重要</p> <p>○<u>都道府県指定の居宅サービス事業所が、併せて市町村指定の複合型サービスの指定を受ける場合があることなども踏まえ、市町村計画との整合性を確保</u></p>

# 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
<h3>三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項</h3>	
<p>1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項</p>	<p>○①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進及び⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めることが重要</p> <p>○在宅医療・介護連携の推進について、<u>令和五年の法改正によって創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しつつ、在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供等を行うことが重要</u></p> <p>○高齢者の居住安定に係る施策との連携について、<u>今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題</u></p> <p>○都道府県は、<u>各市町村が把握している高齢者の住まいに関するニーズや取組状況を取りまとめ、課題を分析するとともに、各地域の実情に応じた施策が進展するよう、市町村に対する適切な助言及び市町村の高齢者住まいに関する取組の支援並びに広域的な取組の実施について、住宅政策を所管する部局と連携して行うことが考えられる</u></p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	<p>○住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備するため、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重要</p>
3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	<p>○介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要</p> <p>○介護人材が不足する中で必要な人材を確保していくため、<u>専門的知識やスキルを身につけた介護福祉士の養成</u>、<u>地域医療介護総合確保基金による入門的研修</u>、<u>元気高齢者等参入促進セミナー事業（介護助手の取組）</u>、<u>ボランティアポイント</u>、<u>地域の支え合い・助け合いのための事務手続等支援事業の活用等</u>により、人材の裾野を広げることも重要</p> <p>○介護人材の量的確保について、<u>処遇改善</u>、<u>新規参入促進</u>、<u>潜在的有資格者等の復職・再就職支援</u>、<u>外国人介護人材の受入れ・定着や介護福祉士国家資格の取得支援等の学習支援等の環境の整備（特に外国人介護人材の受入れ・定着に当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携するとともに介護福祉士国家資格の取得に向けた指導・教育体制にも留意すること。）</u>、<u>離職防止・働きやすい環境の整備</u>、<u>介護の仕事の魅力向上</u>、<u>介護ロボットやICTの活用等による生産性の向上や介護現場の革新等のための方策を定めることが重要</u></p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
<p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 （続き）</p>	<p>○<u>生産性向上の取組は、広く域内の介護サービスの情報を把握できる立場にある都道府県が主体となり進めていくことが重要であり、令和五年法改正により責務が明確化。地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置等の取組が考えられる</u></p> <p>○<u>ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要であり、法定研修カリキュラムの見直しを踏まえた適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図るとともに、オンライン化の推進や受講費用の負担軽減を含め、研修を受講しやすい環境を整備していくことが重要</u></p> <p>○<u>地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要</u></p> <p>○市町村と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要</p> <p>○<u>令和三年度介護報酬改定において、全介護サービス事業者に、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられた状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進することが重要</u></p>



## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※下線部は今回追加事項）
<p>3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 （続き）</p>	<p>○<u>文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正された。これにより、都道府県等においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、その対応を遅滞なく進めるとともに、市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を行うことが重要</u></p> <p>○<u>介護人材確保が喫緊の課題とされる中、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要</u></p>
<p>4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>○<u>利用者がその要介護状態区分等に依じて最も適切な介護を受けることができるよう、介護保険施設に関する情報を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努める</u></p> <p>○<u>高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の重要性に留意し、都道府県においても、市町村が行う広域利用の調整に対する支援等、市町村において地域密着型サービスの体制の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要</u></p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
<p>4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項（続き）</p>	<p>○<u>高齢者虐待防止対策推進においては、高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、P D C A サイクルを活用し、計画的に取り組むことが重要</u></p> <p>○<u>都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標や、高齢者権利擁護等推進事業の活用状況等について、管内市町村と検討、現状把握、課題分析をした上で、策定後においても評価を行い見直していくことが有効</u></p> <p>○<u>養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても対応するため、関係部署・機関等との連携体制強化の支援を行うことも重要</u></p> <p>○<u>介護現場の安全性確保、リスクマネジメントの推進について、市町村から報告された事故情報の分析・活用を行うとともに、各市町村においても分析や活用が適切に行われるよう、必要な助言や支援を行うことが重要</u></p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
5 認知症施策の推進	<p>○認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要</p> <p>○<u>日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進</u></p>
6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	<p>○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載することが必要</p>
7 介護サービス情報の公表に関する事項	<p>○介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービス情報の公表に関する事項を定めるよう努める</p> <p>○<u>利用者の選択に資するという観点から、財務状況を公表することが重要</u></p>
8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析	<p>○<u>令和五年改正後の法に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項を定めるよう努める</u></p>

## 国基本指針（案） 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項のポイント

項目	主な内容（※ <u>下線部は今回追加事項</u> ）
9 災害に対する備えの検討	<p>○<u>災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要</u></p>
10 感染症に対する備えの検討	<p>○<u>感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要</u></p>